

過給機の製造工場等における試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
事業所承認規則
鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

過給機の製造工場等における試験に関する事項

改正理由

過給機の試験に関しては、量産製造事業所として承認を取得している製造工場においては、IACS 統一規則 M23 の規定に基づく事業所承認規則に、また、量産承認を取得していない製造工場においては、鋼船規則 D 編に、それぞれ必要な試験項目が規定されている。

しかしながら、事業所承認規則と鋼船規則 D 編においては、過給機の製造工場での試験要件に一部相違があることから、今般、製造工場における試験要件の整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

過給機の製造工場等における試験に関する規定を改めた。